

答申第39号

答 申

1 審査会の結論

平成27年1月26日付けで異議申立人が津市議会議長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成27年2月6日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年1月26日付けで「平成22年第1回津市議会臨時会に上程された6件の人事案件のうち、議案第5号、6号に係るすべての公文書」について本件開示請求を行った。

(2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は「議案第5号津市教育委員会委員の選任につき同意を得るについて 議案第6号津市教育委員会委員の選任につき同意を得るについて」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

(3) 実施機関は、平成27年2月6日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 開示しない部分

住所、生年月日、本籍及び学歴

イ 開示しない理由

条例第7条第2号（個人情報）に該当するため

(4) 異議申立人は、平成27年2月17日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消す決定を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

三重県議会では、議会図書室ですべての議案とその附属書が自由に閲覧できる。部分不開示は事務方トップの裁量権の不当行使である。

4 実施機関の不開示理由説明

議案第5号津市教育委員会委員の選任につき同意を得るについて及び議案第6号津市教育委員会委員の選任につき同意を得るについてのうち生年月日、本籍、住所及び学歴を開示しない理由は、当該部分が条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。

5 不開示理由等説明書に対する異議申立人の意見書の概要

私が閲覧を求めた議案等については、すでに答申第27号で棄却という判決を受けているが、この判決については今もって合点がいかず、不信感を持ち続けている。

議案とその添付資料が自由に閲覧できる三重県議会の一例を紹介する。酒気帯び運転で懲戒免職処分を受けた（元）三重県職員に係る三重県人事委員会の裁決書を開示請求したが、部分開示決定になった。事前にこの事件に関する議案等の存在を知っていたので、県議会図書室と県情報公開課において関連文書全50ページ余りを2回にわたり閲覧した。その結果、黒塗りされた生年月日、退職金予定額などの個人情報すべてを確認することができた。これこそが、住民の知る権利を尊重する議案という公文書である。

県は議会へ提出した議案等に係る文書を常に開示、閲覧できる体制にある。津市が黒塗りにすることは、個人情報であることを大義名分にした愚かな判断による隠ぺいであり、市民への背徳行為である。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした「住所、生年月日、本籍及び学歴」の部分について争っている。このことから、以下、本件処分の条例第7条第2号の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報を、いわゆる個人情報として不開示とするものである。

実施機関の意見陳述及び当審査会が行った聴取から、実施機関は、教育委

員会委員の任命については、市議会本会議において、市長からの提案説明の中、委員の略歴における職歴の概略説明が行われていること、また、津市議会のホームページにおいて、その議事録が閲覧可能となっていることから、本件公文書における職歴等の部分は開示としたが、それ以外の部分である住所、生年月日、本籍及び学歴については、条例第7条第2号に該当し不開示としたとのことである。

なお、実施機関は、本件処分を行うに当たっては、以前に津市長に対し同様の開示請求がなされており、その際の決定及び異議申立てに対する審査会の判断を参考としており、津市長と津市議会と、実施機関は違えども同じ条例に基づき開示決定がなされることから、津市議会としても同様の決定をしているとのことである。

異議申立人は、本件公文書については、三重県、伊勢市、名張市で同様の公文書を開示で応じており、黒塗りすることは個人情報であることを大義名分にした隠ぺいであると主張している。また、三重県議会においては、県議会図書室で自由に閲覧できるので、津市議会における部分開示決定は裁量権の不当行使であると主張している。

しかしながら、議案の取扱い方法はそれぞれの地方公共団体で異なりうるものであり、津市議会においては、傍聴者が閲覧できる議案に関しては、個人情報に配慮した形で取扱われることが望ましい。実施機関の判断は妥当である。なお、裁量権の行使については、裁量権を発揮すべき特段の事情があるとは思われない。

したがって、上記を踏まえると、当該公文書において不開示部分とした生年月日、本籍、住所及び学歴は、条例第7条第2号に該当すると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 3月 9日	諮問書の受付
平成27年 7月 9日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成27年10月 5日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	早 川 正 祐
委 員	山 川 久仁子